

さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業

入札説明書等に関する質問に対する回答（その1）

平成28年2月5日
さいたま市

■入札説明書に関する質問に対する回答(その1)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
1	7	第3	3				応募者等の業務別の資格要件	付帯事業としてある売店運営、自動販売機運営業務にあたる者の資格要件としてはないと理解でよろしいですか。	付帯事業のみにあたる者は、業務別の資格要件はありませんが、要求水準書に記載のとおり、必要となる資格の取得等は必要となります。
2	8	第3	3	(2)	ウ		建設業務（工事監理業務を除く）にあたる者	「当該工事に・・・技術者の変更は原則として認めない。」とあります。認める場合はどのようなことを想定していますか。ご教示下さい。	「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」における、「二―二 監理技術者等の設置（4）監理技術者等の途中交代」に記載されている内容を想定しています。
3	8	第3	3	(2)	エ		建設業務（工事監理業務を除く）にあたる者	建設業者の資格要件において、「延床面積5,000㎡以上の学校校舎」と記載してありますが、当社は学校校舎・体育館の大規模改修工事（建築一式工事）に於いて5,000㎡以上の実績がありますので、上記の参加申請要件を有していると考えてよろしいでしょうか。	工事対象面積が5,000㎡以上の場合は、学校校舎の工事を施工した実績とします。
4	8	第3	3	(2)	エ		建設業務（工事監理業務を除く）にあたる者	当社は、学校校舎耐震補強改修工事で延床面積5,000㎡以上の施工実績を有しております。参加要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。	工事対象面積が5,000㎡以上の場合は、学校校舎の工事を施工した実績とします。
5	9	第3	3	(3)			工事監理業務にあたる者	工事監理業務にあたる者が複数である場合、いずれか1者が要件を満たせば宜しいでしょうか。	複数である場合は、そのうちの1者はア～エの要件を満たし、他の者はア、イを満たすことを要件としております。
6	9	第3	3	(4)			維持管理業務	維持管理業務の要件を全て満たさない厨房設備を維持管理する企業は、その他の業務（厨房設備維持管理企業）としてSPCと直接契約することが出来るという解釈でよろしいですか。	維持管理業務にあたる者として参加してください。なお、維持管理業務にあたる者が複数である場合は、全ての要件を満たす1者を除き、他の者はア、イの要件を満たすことで参加可能です。
7	10	第3	3	(6)			その他の業務にあたる者	「平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）」にのみ掲載されている企業が、本事業において「その他の業務にあたる者」として、「物品納入等」以外の業務（例えば、業務委託に相当する業務）にあたる場合には、別途「特定調達に係る競争入札参加資格審査の申請」（H27年度及びH28年度の2回）が必要、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札参加資格審査の申請（H27年度及びH28年度の2回）が必要となります。
8	10	第3	3	(6)			その他の業務にあたる者	「その他の業務にあたる者は構成員又は協力会社とし、ア、イの要件を満たすこと」との記載がございますが、本事業の主たる業務（設計、建設、工事監理、維持管理、運営業務）以外の業務をSPCから直接受託する弁護士、税理士、金融機関、ファイナンス会社等は当該要件を満たすことができません。本項は、その他の業務にあたる者が構成員又は協力企業として参加する場合を規定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問に対する回答(その1)

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問の内容	回答
9	10	第3	3	(6)	ア		その他の業務にあたる者	資格（許可、登録、認定等）が特に必要とならない業務を実施する場合は、資格や資格者を有する必要はないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	10	第3	4				市の入札参加資格を有さない者の参加	“平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載のない者（定めている業務、業種及び営業種目について登載のない者を含む。）”とありますが、「本事業において担当する業務については、当該業務にかかる入札資格者名簿に登載されていることが必要」と理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	10	第3	4				市の入札参加資格を有さない者の参加	“本入札の公告日から平成28年2月15日までに、平成27年度における特定調達に係る競争入札参加資格審査の申請を行うこと。”とありますが、2/12に公表される質問回答の内容を確認した上での手続きが必要となる場合には、2/15の申請期限に間に合わないおそれがあります。参加表明・参加資格確認申請に関する質問については、他の質問に先行して、可能な限り早期に公表して頂けないでしょうか。	参加表明・参加資格確認申請に関する質問に対する回答については、2月5日に公表することとします。
12	11	第3	6	(1)			参加資格の喪失	「ただし、代表企業以外の・・・・。」とありますが、代表企業の場合は、参加資格が喪失するとの認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	11	第3	6	(2)			参加資格の喪失	「ただし、代表企業以外の・・・・。」とありますが、代表企業の場合は、参加資格が喪失するとの認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	11	第3	6	(3)			参加資格の喪失	「ただし、代表企業以外の・・・・。」とありますが、代表企業の場合は、参加資格が喪失するとの認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問に対する回答(その1)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第2	2		入札参加資格の確認審査に関する提出書類	同一企業が、複数にわたり業務を実施する場合、共通する提出書類は1部のみでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第2	2		入札参加資格の確認審査に関する提出書類	各様式に記入する代表企業、構成員及び協力会社の名義(商号、所在地、代表者)及び押印については、「平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿」または「平成27年度さいたま市の特定期調達契約に係る競争入札の参加資格者名簿」に登載されている代表者(例えば、本社の代表取締役)、或いは委任先(例えば、さいたま支店の支店長等)、のいずれの名義・押印でも可能という理解で宜しいでしょうか。	「平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿」又は「平成27年度さいたま市の特定期調達契約に係る競争入札の参加資格者名簿」に委任先で登載されている場合には、委任先の名義・押印となります。
3	15 ～ 19	第3			入札参加資格審査に関する提出書類	「※3 実績は1社につき3件までとしてください。」とございますが実績の記入欄が1件分しかございません。書式を3件分記載できるように変更しても宜しいでしょうか。	記入欄を追加して記入してください。
4	15 ～ 19	第3			各業務実績の添付書類について	会社概要とは各企業で作成しているパンフレットなどで宜しいでしょうか。	申請時点と差異がなく、沿革、事業などの記載があれば、パンフレットでも構いません。
5	15 ～ 19	第3			各業務実績の添付書類について	貸借対照表及び損益計算書は該当箇所を明示すれば有価証券報告書を提出すればよろしいでしょうか。	貸借対照表及び損益計算書を確認可能であれば可とします。
6	15 ～ 19	第3			各業務実績の添付書類について	納税証明書の写しは税務署書式の「その3の3」を提出すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	15 ～ 19	第3			各業務実績の添付書類について	さいたま市の競争資格申請を代表取締役社長から支店または営業所の責任者へ委任している場合、本事業の申請にあたり受任者である責任者にて申請する際にはさいたま市の競争入札資格審査結果通知書の写しに合わせて委任状の写しを添付すれば宜しいでしょうか。	競争入札資格審査結果通知書の写しのみの提出で構いません。
8	15 ～ 20	第3			各業務実績の添付書類について	同一企業にて複数の業務を実施する場合、実績書類に添付する共通の書類(会社概要、法人登記簿謄本、貸借対照表、損益計算書、納税証明書)の提出部数は1部でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	15 ～ 20	第3			【添付書類】4. 連結決算の貸借対照表及び損益計算書	連結決算書を作成していない場合、各社の単体決算書でも宜しいでしょうか。	連結決算における貸借対照表及び損益計算書の内容が分かる資料の提出が必要となります。
10	16	第3		様式 2-6	建設業務の実績	建設業務のうち、備品等移設業務および什器備品設置業務のみにあたる者も本様式の提出が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問に対する回答(その1)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	18	第3			様式2-8 維持管理業務の実績	本様式に記載する維持管理業務の実績は、入札説明書第3-3-(4)-ウに記載されている、平成17年4月1日以降の公共施設の維持管理業務の実績ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	18	第3			様式2-8 維持管理業務の実績	共同企業体による業務実績は、代表企業としてその共同企業体中最大の出資を行ったもののみが対象ということでしょうか。	各業務（設計、建設、工事監理、維持管理、運営）の実績について、共同企業体の場合には、共同企業体中最大の出資比率であることが要件となります。
13	18	第3			様式2-8 維持管理業務の実績	指定管理者において共同企業体の代表企業として維持管理業務を行った実績でも、出資を行っていない場合は対象外ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	19	第3			様式2-9 運営業務の実績	添付書類6に「担当業務に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有することを証する書類」を提出の旨記載がありますが、給食調理業務において該当する書類は存在しません。提出は不要としていただけますでしょうか。	要求水準書において、学校給食調理業務の調理従事者については、調理師又は栄養士の資格を求めているため、当該資格者を有することを証する書類の提出が必要となります。

■落札者決定基準に関する質問に対する回答(その1)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第2	2		確認審査	構成員（代表企業含む）として参画予定ですが、落札者決定基準における確認審査において、業務遂行能力に明らかな不安がある場合は失格となりますが、業務遂行能力の評価指標③固定長期適合率の審査基準のみに適合しない場合、改善の見込みがあり、かつ、代替信用補完措置を証する書面を添付すれば、参加資格があると理解して宜しいでしょうか。	質問の場合、代替信用補完措置として、すべての審査基準を満たしている構成員、預金保険法第2条第1項に規定する金融機関又は保険業法第2条第2項に規定する保険会社が、審査基準を満たしていない構成員の履行を保証する保証書（様式自由）の提出があれば、業務遂行能力に明らかな不安がある場合に該当しません。
2	3	第2	2		確認審査	文中にて「入札参加者が満たすべき参加資格要件・・・」とありますが、入札参加者とは代表企業のみを指すとの理解で宜しいでしょうか？教示願います。	入札参加者として、応募グループを構成する各企業（構成員（代表企業含む）及び協力会社）が確認審査の対象となります。
3	3	第2	2		確認審査	審査基準に、“直近決算で”とありますが、連結決算を行っている場合には、単体・連結の双方の決算にて確認されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	第2	2		確認審査	業務遂行能力の確認する指標は、当該計算は連結決算に基づくのでしょうか、それとも企業単体の決算でしょうか。	No. 3の回答をご参照下さい。
5	3	第2	2		確認審査	業務遂行能力の確認する指標の内③固定長期適合率について、当該計算は最新の決算書に基づいて「固定資産÷（固定負債＋自己資本）×100」の計算方法により算定するとの理解で宜しいでしょうか。もし、異なる場合は貴市にて考える計算式を公表願います。その場合、財務諸表の内容に沿って以下の内容で計算すれば宜しいでしょうか。 ①固定資産＝貸借対照表の中の固定資産合計 ②固定負債＝負債の部の中の固定負債 ③自己資本＝純資産の部の中の株主資本+評価・換算差額等の合計	ご理解のとおりです。